



報道関係者 各位

令和4年11月10日

【照会先】

静岡労働局労働基準部監督課

監督課長 松本 政浩

主任監察監督官 森 正樹

(電話) 054-254-6352

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者の約65%で労働基準関係法令違反～

静岡労働局（局長 いしまるてつはる 石丸哲治）では、このたび、県下7労働基準監督署が令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。）に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）。

令和3年の監督指導等の概要

1 監督指導実施状況

（1）労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、318事業場（実習実施者）のうち208事業場（65.4%）。

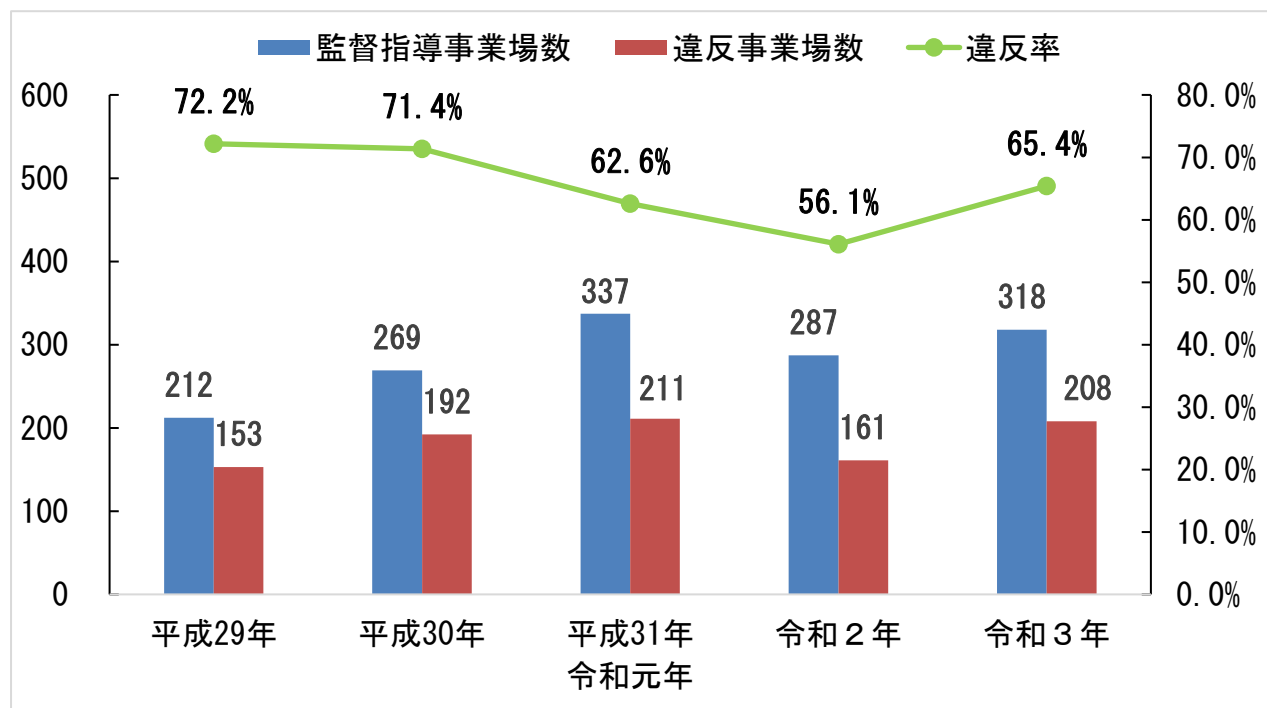
（2）主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（29.2%）、②健康診断の結果に基づく医師等の意見聴取（21.1%）、③年次有給休暇（17.0%）の順に多かった。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和3年)

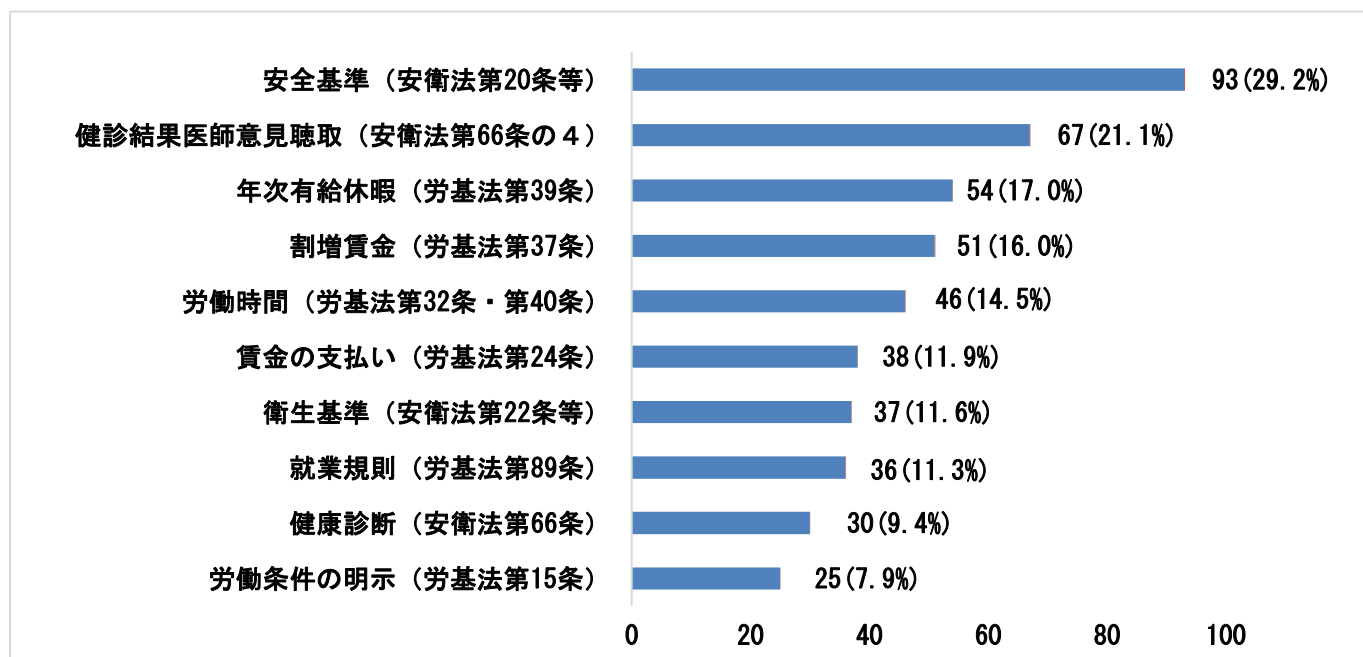
1 監督指導の状況

(1) 静岡県下の労働基準監督機関において、実習実施者に対して318件の監督指導を実施し、その65.4%に当たる208件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (29.2%)、②健康診断の結果に基づく医師等の意見聴取 (21.1%)、③年次有給休暇 (17.0%) の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	118	73 (61.9%)	安全基準 41 (34.7%)	割増賃金 25 (21.2%)	衛生基準 24 (20.3%)
食料品製造	54	38 (70.4%)	安全基準 18 (33.3%)	年次有給 休暇 12 (22.2%)	就業規則 11 (20.4%)
繊維・衣服	2	2 (100%)	労働時間 1 (50.0%)	割増賃金 1 (50.0%)	年次有給 休暇 1 (50.0%)
建設	37	24 (64.9%)	安全基準 9 (24.3%)	健診結果 医師 意見聴取 8 (21.6%)	労働条件の 明示 6 (16.2%)
農業	8	5 (62.5%)	賃金の支払 4 (50.0%)	年次有給 休暇 3 (37.5%)	最低賃金 2 (25.0%)
<参考> 全業種	318	208 (65.4%)	安全基準 93 (29.2%)	健診結果 医師 意見聴取 67 (21.1%)	年次有給 休暇 54 (17.0%)

<注1> 「主な業種」は、全国で技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

(4) 令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- 食料品製造を行う事業場において、外国人技能実習機構から違法な時間外労働等が疑われる旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、1か月100時間を超える違法な時間外労働が認められた。

労基署の対応

- 有効な36協定がされていないまま時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反

長時間労働の削減

指導後の会社の取組

- 一人に業務が集中することのないように、数人での業務分担を図った。

事例2

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、玉掛け業務等の特別教育を指導

概要

- 建設業の事業場において、外国人技能実習機構から玉掛け業務等の特別教育を行っていない旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、技能実習生に対し玉掛け業務等にかかる特別教育を行っていないことが認められた。

労基署の対応

- 玉掛け業務等の特別教育が必要な業務を行っている労働者に対し、当該特別教育を行うように是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）違反

労働安全衛生規則第36条第19号等

指導後の会社の取組

- 玉掛け業務等の特別教育が必要な労働者に対し、当該特別教育を実施した。

事例3

労働災害を契機に監督指導を実施し、食品加工用粉砕機の原材料送給時危険防止を指導

概要

- 食料品製造を行う事業場において、チョッパーに手が巻き込まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、チョッパーに原材料を送給する場合において機械の運転を停止していなかったこと、あるいは用具等を使用させていなかったことが認められた。

労基署の対応

- 食品加工用粉砕機に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止していなかったこと、あるいは用具等を使用させていなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条（安全基準）違反
労働安全衛生規則第130条の6第1項

指導後の会社の取組

- 災害を発生させた機械は廃棄し、その他の食品加工機械についてもカバーを取り付ける等の措置を図った。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では出入国管理機関又は外国人技能実習機構との間で、相互に通報を行っている。
- (2) 令和3年に当局内で労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報を行った件数は9件であった（※1）。令和3年に労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報を受けた件数は71件であった（※2）。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報する事案

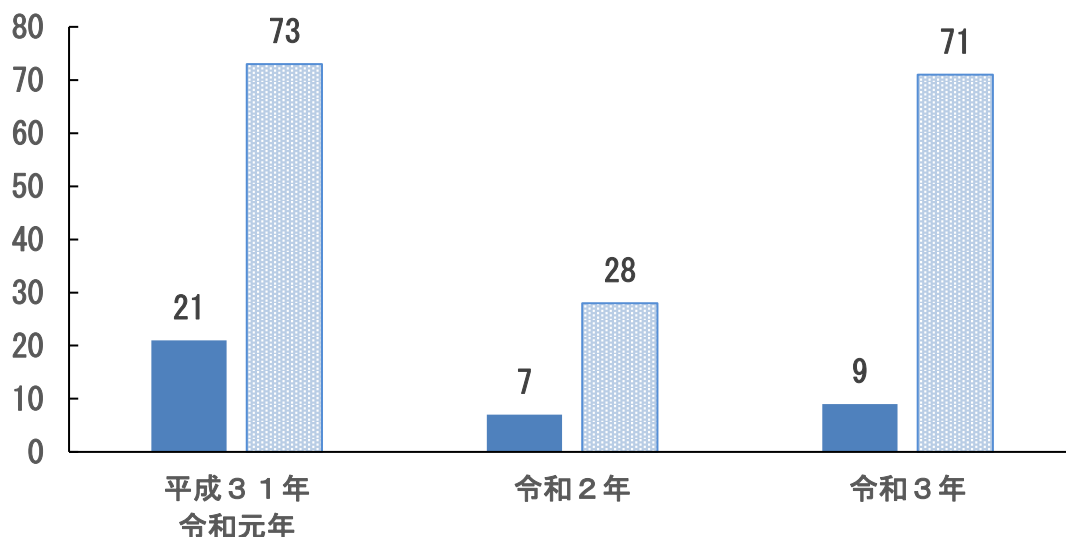
労働基準監督機関において実習実施者等に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生又は特定技能労働者に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関又は外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関又は外国人技能実習機構において実習実施者等を調査した結果、特定技能労働者又は技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

通報件数



- 労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ
- 出入国管理機関又は外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ